日隆聖人の起請文提出についての再検討

小西日邊

問題の所在

本稿で再度検討しておきたい。 立の起請文の存在の有無を問題にする文献まで存在している。この問題については、既に論じたことがあるが に目立も帰山したのである。この帰山に際して日存日道両師と日立から月明に夫々起請文が提出されたが、後に は知見に避難するという事態となり、存道両師は月明が遠離於塔寺の法難に遭ったものと考えて帰山し、その後 研鑚をされたとの伝承がある。しかしその間に月明が僧正位を望んだことから妙本寺は叡山大衆に破却され月明 あった。その結果日存・日道(日純)・日隆(日立)三師は応永十六年頃妙本寺を退出して各地を巡って教学の 日立の起請文について、その内容が化儀についての起請文か、化法にも亘る起請文かの疑義が生じ、その結果日 慶林坊日隆が妙本寺での修行時代の大きな出来事の一つは日霧聖人の後職月明との化儀・化法両面での対立で

I 日隆(日立)の起請文提出に関する史料について

宗門内の史料には江戸時代に成立した日隆の伝記書がある。そこで各史料を確認しておきたい。 日立の応永年間の行動について知ることの出来る一般的な史料としては、『日像門家分散之由来記』 があり、

(1)『日像門家分散之山来記』の記事

まず日存・日道・日立三師が月明に起請文を提出した事情について『日像門家分散之山来記』は次のように記

一、本能寺退出之事、精進坊日存ノ取立也、好学坊日純ハ弟也、慶林坊ハ甥也、此精進坊兄弟未夕三条ノ坊門 IJ ノ暴悪ト書タルハ是也。如」此両人ハ参レ共、慶林坊ハ終ニ不」参、其後出京シテ高辻油小路ト五条坊門トノ ウシトテ敦賀ヨリ小浜ニ越テ起請文ヲ奉」捧改悔申、是日存日純也、其後上人様御上洛アル也、請文ニ条条 其後三条坊門破ラレテ上人様丹波ニ御下向有ル也、然ニ若州小浜妙興寺ヨリ上人様ヲ被」申御法談三七日ア 持ニナリトモ成リ御門徒ニ堪忍可」申由、申捨テ寺ヲ退出シテ越前ノ敦賀ニ下テ兄弟慶林坊等皆皆居住ス、 第一也、第二ニハ本迹ハ勝劣也、是レ體ノ事アマタ有レドモ先ヅ略ス、所詮上人様ダニモ御同心ナラバ御袋 中事也、其故ハ身命ヲ捨ルトモ宗義ヲ思ノ儘ニ申度處ニ、幸ノ御尋ノ時御申無キハ上人様ノ御不足也、 不」破時寺ヲ罷出シナリ、多ク故アリ、具覚上人公方様ノ御成申サセ候時、上意ヨリ御禄ニ云当宗ノ法理如 何、上人答云、鎮護国家ノ法門ヲ申トノ御答也、殊勝ニ侯トテ重テ御尋モナシ、精進坊兄弟是ヲ第一曲事ト 此事ヲ敦賀ニテ聞テ如」斯仏法ノ為ニ遠離於塔寺ノ難ニ値ヒ玉フ處ノ上人様ニ改悔不」申永劫ノ苦報アヤ

ヅ日隆ガ行ノカケタル本ハ二十七歳ヨリ隠居シテ堂ノ如法ニアハズ、学ノ不足ナル事ハ妙本寺ノ忠賢千如坊 師ニスルヤ否ヤノ挨拶有り、妙蓮寺ニハイナト云、本能寺衆ハ曲事ト云、後ニハ公方ノ沙汰ニナリシ也、 又越後ヨリ四条堀川本禅寺へ日陣ト云人上洛シテ殊ノ外勝劣ノ法門ヲ談ズ、聞テモ京都ヲバ憚多キ故ニ摂津 坊也、是レ今ノ寺ノ仏壇ハ本応寺ノ仏壇也、末代ノ証拠ノ為ニ本堂ニ是ヲ被、置也、如、是改悔シタリシガ、 起請文ヲ被、書、其後本応寺ヲ当寺へ寄進ス、五条大宮ノ時ノ御影堂ハ慶林坊ノ本堂也、長老坊ハ智顯院 事有り、心底ヲ不」残可」申、承ラントテ三日三夜慶林坊ノ處ニテ問答シ、終ニ伏セサセ同道シテ御目ニ掛テ 如坊仰ヲ蒙テ既ニ御輿ヲ下サル、是ニ乗テ彼寺ニ行テ其日間答ノ法門ニ数筒条勝ツ、即チ料節シテ爾カ爾カ 者が御膝元ニテ如」斯悪義ヲ申、哀レ御免アラバ申度由各望申、此時上人様忠賢千如坊ヲ問答ニ被「仰付、千 間東ノツラニ寺ヲ立テ号「本応寺、此ニテ談義ス、勝劣ノ弘通以ノ外也、当寺ノ若衆聞」之正ク昨日今日迄ノ 其時日隆ガ起請文ノ案ヲ妙蓮寺ヨリ当寺へ借用ス、即チ写御借シ也云云 トノ問答ニツマリ、アマツサへ請文ヲ挙グ、是レ行学共ニタラザル手本也、争カ此人ヲ祖ニハスルベキト申、 レモ目安ヲ以テ申セシ也、去程ニ本能寺ヨリハ日隆ハ是行学兼備ノ道者也ト云、妙蓮寺ヨリ是ヲ答ル時、 ノ久習アル故ニ妙蓮寺ト同心ス、又妙蓮寺ニモ不」留シテ度度出テ即本能寺ヲ取立テ、慶林坊ヲ妙蓮寺ノ祖 ノ国尼ケ崎ニドテ本興寺ト云寺ヲ立タリシ也、難」然請文ヲ恐ル、弘通ヲバセズト承及也、又精進坊ハ勝劣 上人様御悦益無、限、去程ニ千如坊檻之直綴ニテ彼寺ニ行、只今ハ御使也、当座ハ何トヤラン思遊ル 佪

の『日像門家分散之由来記』の内容は、次のようである。

①日存・日純(日道)・日隆(日立)の三師が妙本寺を退出したが首謀者は精進坊日存である。日道は日存の 日隆は甥である。この三人は妙本寺が破却される前に寺を退出したが、次のような理由がある。 一公方

日隆型人の起請文提出についての再検討(小西日遼)

- もし同心であるならば月明の従者となってでも仕えたであろうに、それは叶わなかった。 宗祖の真意を伝えなかったのは第一の曲事である。□本迹は勝劣であるのに、月明は本迹一致を唱えている。 ことだと言って更に質問は無かった。身命を捨てても公方に宗義を伝えねばならないのに、公方からの質問に (将軍)が妙本寺を訪れた時に、当宗の法理は何かと聞いたが、月明は鎮護国家の法門と答え、公方は殊勝な
- て起請文を提出して帰山した。しかし日隆は帰山しなかった。 が遠離於塔寺の法難に遭ったと理解し、改悔して帰山しなければ永劫の苦報を受けることになると、小浜に来 月明は若狭小浜妙興寺からの招請で、法談を三七日間行ったという。この事を聞いた日存・日道両師は、月明 ②この後三師は寺を出て越前の敦賀に居住していたが、妙本寺が破却されて月明は丹波に避難した。
- 明の使として問答をしたが、何か思い違いをしているのではないか、心底を残らず申すならば承ると言って三 子を報告したところ、月明は大変喜んだ。その後、忠賢は檻の直綴を着て再度本応寺に行き、日隆に先程は月 したので、以前の妙本寺の御影堂は本応寺の本堂で、今の寺の仏壇は本応寺の仏壇で末代の証拠の為に本堂に 日三夜問答し終に日隆を説き伏せて同道して月明に面会、起請文を書かせて帰山させた。 ように命じ輿を与えた。忠賢は輿に乗って本応寺に行き、問答の法門に数箇条勝った。そこで月明に問答の様 とだと怒り、月明の許しがあれば日隆と談義することを望んだ。しかし月明は、忠賢千如坊に日隆と問答する ③日隆は京に出て本応寺を建立し、ここで勝劣義を談義したが、妙本寺の若衆は勝劣義の弘通は以ての外のこ 日隆は本応寺を寄進
- とって応援となるものであったが、京都では懈りが多いので、摂津尼崎に下り本興寺という寺を建立した。し ④日隆はこのように改悔したが、丁度越後から日陣が上洛し、本禅寺で本迹勝劣義を談じた。これは日隆に

置いたのである

かし起請文を恐れるならば弘通はせぬはずである。

学兼備の道者と言い、妙蓮寺からは日隆の行については二十七歳より隠居して堂の如法に合わず、学の不足は ⑤日存は勝劣義を奉ずる故に妙運寺と同心であるが、妙蓮寺にも留まらず本能寺を取り立てて日隆を妙蓮寺の 忠賢との問答に負けて起請文を書いたことは行学足らざる手本であり、どうして此の人を祖師にするのかと申 祖師にせよと申入れた。妙蓮寺は否と言い本能寺衆は曲事と争い公方の沙汰となった。本能寺からは日隆は行

以上が『分散之由来記』の中で日存・日道・日隆三師に関わる部分である。 ⑥そしてその時に日隆の起請文の案文を妙蓮寺より借用し写して返した。 次に日隆の伝記書で起請文提出に関わる部分を掲げると次のようである。

(2)隆師伝記書の記事

① 『隆師御傳記』

貫首月明破 |廃於勝劣:而、頻與,於一致。 故三人以,数遍之条目,諫」之、及,再三一矣。月明怒,目、切」歯、 於海」也。然今不,違背而已,還為,敵対,之大悪顕然焉。三人曰。我等正欲上是,於是、非•於非--故似」背,于師 大声 | 質, 三人, 曰。汝等愚迷雖, 甚多, 今頗不 | 過上争 | 勝劣 | 蔑, 師恩 | 此二之罪 | 就, 中師思者、非 | 于高, 於山 | 深 | 法障,故三人共諫,霽師、師叓不如,他非、然謂是于其咎恐,於帰,寺勢,而、故,謗言、 日隆・日存・日道誓紙之濫觴者、其此日霧之持律恰難,如 水晶、衆徒已放逸而、 向後、言」不」違…背師道,而、三人共寄,于仏菩薩之智見、書,誓紙,奉,月明。文章在」左。其後三人発,明 化儀不、等、師。 専為 弘

日隆聖人の起請文提出についての再検討(小酉日遼)

之功。當,為 列租 云云。仏性院日慶之云。以 於学功之半僧、 **連寺、於 本應寺 逝去焉。永享年中隆師以 於七箇之訴状、啓 達於妙蓮寺 曰。** 建-立於本應寺-而、守-於像師之法義本迹-次立-於妙蓮寺-而、弘-像師嗣法之勝劣-矣。存道両師不_移-于妙 助 於師 令,出,寺。好学坊目道・精進房日存・慶林坊日隆共外同志之弟子法眷廿人共夜半出. 心。語。於属託之史。矣。力者遠諫」師云。今夜當」出。於寺。不「然、如。何後之禍。矣。我則言」可」為。供奉:而、 道不、異、四果之聖者、坐。樹下、観。於飛花落葉。也。力者感、之、改、心、推、戸而、入、室、擲、刀杖、自責、野 米三石、属-託于力者-欲_使_殺-隆師。力者許諾而、夜半忍入窺-於隆師。師着-三衣-向-書籍、殊勝之壮聞 勝劣之理、論。於像師以後嗣法更不二一致。故益々怒而、是非遂不、決矣。其此若年之悪僧、悪・隆師「而、 且又、両師背 誓状 逍 月明、不、恐、之、何為 嗣法 乎、东云、遂止矣。 列,祖者、前代数多有,之。況於,後代,當,有 日存・道両師者、 於寺場。 其後 以

②「御開山縁起」

焉。因_兹応永二十五年初夏、辞-月明-而出-妙本寺、移-于妙蓮寺-住-大乗坊、不退之勤学以欲_使-衆生回 之於」学可」謂」動乎。而宗祖之所弘道統之規模、本勝迹劣炳然也。所以返二于旧寺、雖」諫二月明、 於謬解之異執1、探1,考経文本疏御抄渕成1、兼亦為1極1.諸宗所立1、寺山両門南都高野遊学研究都二十年。 此師 祖意4. 月明敢不--容用。憍慢之山高邪執之海深、而如--火益々熱--如--水益々深--矣。師猶欲--究--当宗之奧蔵-|糺--之格式也。元祖名用::日文字、深意多端而輙不_可_盡_其義;焉。而今名用::月文字、雖_諫_戾..於経旨:失_於 分:|両派||而競||本迹一異之諍論||焉。而存道隆之徒二十余輩、諫||言月明||曰、凡名詮自性者自然之理、 于此時、迷-本迹勝劣-而方興-于混同一致之説、惑-種脱妙義-而殆失-墜時機相応之旨-焉。所以蓮師之門流 同(応永)十二年乙酉師年二十二歳十一月四日、霽公卒五十七歳。弟子月明初曰[知見又具覚]、嗣[貴首。当 執情不、磁 内外典

迷。 云云。本朝百二代称光院御宇、応永二十五年戊戌師三十五歳、月明私以為、衆徒往々出_寺、以_慶林坊_為 又日信聖人江書云、知見殿対-本迹之法理-御誤候之由申知見殿トハ中ヲ違申テ日舜聖人ヲハ血脈ニツケ申候 然還 像師之室 起 弘法誓約 率 拝 門流之章疏 自 並公大士 至 霽公和尚 本門之首題師資脉譜文義了々也。 依,是継,往聖,開,来学,之功、豈小補哉。御聖教曰、既及,二十箇年,東西馳走南北為,往詣,尋,之求,之

【日隆大上人御一代徳行講演抄**]**

渠師 矣。以,是含,恨於胸中,有,日也。

開山ヲ目当トシテ居ルコト故此度別シテ念ニ念ヲ入レ自分ノ思ハク十分ニ案紙ヲ認メ差シ出ス其一紙ニ云 造営等ノ事□為御延引ノ處今無御開山御帰山ノ思召也。之ニ由テ其ノ趣月明ニ通シ玉フ、其ノ時月明日頃御 御建立ノ思召立故、翌廿二年本趣寺御建立、打チ続キ其歳父君御逝去、其ノ翌年応永廿三浅井ノ御菩提所御 一于時応永廿五年御開山御年三十四歳、存道御両師ハ其ノ巳前廿一年御帰山アラセラレ、御開山ハ是非一寺

奉 捨邪帰正 意趣者 依 魔障 奉 廃 先師 惣而日本国中之大小神祇之蒙 御罰 "為」堕 在無問 者也 向後 不」可」奉」背 御門流 者也 此旨遠背申候者 法華経中之三宝拜地涌之大士 殊二十羅刹女三十番神 於 御門流 住 者違心 之条後悔也 已二今翻 仍而起請文如,件 彼邪心 上者

敬自起請文

慶林坊 日立 押

応永廿五年三月廿日 分散記廿八日ニ作也

如、右御認ノ上御帰山遊タ此度御帰山ニ付キ起請文ノ沙汰ニ及ブ事ハ何故ナレハ 其時ノ風俗ニシテ何事ゾ

日隆聖人の起請文提出についての再検討(小西日逸)

雖

ナント云ハ其時時迄ヲ不」弁者ノ云事ニテ都テ其者ガ誤リ也 - 況今御開山ノ御起請文ハ如」聞ル法義ノ諍ニ付 シ事アリ 是等ハ当門御再興前御遊学ノ日事ニシテ何ノ宗旨ニモアル事也 付テノー札也 此方ノ御開山モ初妙顕寺御立退ノ時本禅寺日陣日 彼ノ一致方ニ云フ妙満寺日仕上人ノ愰證文中山ニアリト云云(是ハ一時什師中山ノ流儀ドノ様事チヤ伺フニ 門流妙覚寺立本寺遊起請文モ見ヘタリ テノ事ニアラス「此度帰寺遊付テ巳前月明ヲ諫晩セシアマリ師匠ト奉」仰キ先師日霽上人ヲ捨出寺遊タ故其 ト云トカリソメニモ起請文ヲ認ル事也 又他門人・・テ其門下ニ・・立義ヲ聞モ起請文ニ及子ハ聞コト不」能也 夫レ故妙顕寺派ノ分散記ヲ見ニ三師耳ナラス其ノ数出リ所謂彼ノ方 間然一紙認テ彼ノ門ノ奥義ヲ探リ見玉 夫レ実ニ帰伏證文チヤ或誤證文

非ヲ、流義化儀式違背ノ義不」可」有旨、即認」起請文、呈」僧正」々々祚諸、雖」然法義ノ謬乱非」可」黙止」故、 」之、却思曰、汝等三人背』先師命、不」隨言門流、如」法追言宗内 | 人、止言希徘徊,其勢不」可」当、三公思念 。時、共間遊。叡山・三井・南都・高野等、伺。十宗大旨、又謁。本成寺日陳和尚、扣。本迹ノ深義、以。起請文、 然待」時達「本懐、依」之応永二十五年、師三十五、初夏ノ比化儀式ヲ以捨「霽公、 且悔不」徒「当時僧正ノ命 日、今違言当寺命、難」立言死身、忠還失言弘法大事、宛直」角殺」牛、不」如言化儀一条、去言先師違背ノ悪名、 聞,彼流至理, 倩思惟、実非究, 蓮・朗法義有余不了法談, 也、然メ再帰, 妙本寺、復諫, 明公、公勢猛不, 納 迹法門忽改、風、始立..本迹一致邪義、三公益歎、之、偏打..諫跋、数々也、雖、然僧正不..敢承諾..故、三公暫待 世ノ権威、寺内抱、帯刀浪人、等、至、化儀法、甚不、正、亦化法・宗義大廃、至、霽公、本門三大秘法奥義、本 同 (応永) 十二乙酉、師二十三、十一月四日爨公逝去世寿 段ハ一時之意得違テゴザル迄ノ一紙也 「両山歴譜 日唱本」 五十七、後職号::月明上人: 藤氏ヨリ出、

三公始同志僧廿余輩辞」妙顕志

『両山歴譜 日心本』

一、応永十二乙酉十一月四日日霽上人遷化、五十七才也、依。之弟子月明嗣。貫主、自。此時、初テ興。本迹一異 而遊学ス、都テ三非山門南都高野等偏歴セル事殆ト十余年也、再ヒ飯・田寺、難、谷・陳言、執情弥(〈堅シ 元祖実名二用。自号、深意多端也、爾二今二川。自号、雖 諫 戻 経旨 失 祖意、敢テ不 許容、自 此師出 寺 之諍論、大ニ失- 末法下種之時機、是故ニ存道隆之徒廿余輩諫- 言月明- 目ク、凡ソ名詮自性者自然之理也、

説曰、霽師難・法義堅弘、生質柔和ニメ而、不」制・他ノ律儀、是ノ故ニ衆徒之行跡化儀之法礼及・漸々

事アリ、人軽法重之思ヒ切ナル故也ト

一、月明日、遠-貫首、背-寺法、徒豊二祚-阪寺-哉、猶ヲ停-止洛中徘徊、大ニ忿リ、不-及-誤之證文-者不 **。許」之、於」此熟談曰、為」安。月明之心、於。化儀ノ条々。者可・起證文、諾セリ**

敬自起請文

、右、奉_捨_邪帰_正意趣者、依-魔障、奉_廃-先師、於-御門流-二住-者違心-之条後悔千万也、已二今翻 士、殊二十羅刹女・三十番神、総メ而日本国中之大小ノ神祇之蒙。御罰、可、堕。在無問。者也、依テ起請文如、件 彼邪心」上者、雖」為「向後、全ク不」可」奉」背「御門流「者也、此旨違背申候者、法華経中ノ三宝幷ニ地涌之大 沙門慶林坊目立判 三十四才也

応永廿五歳戊戌三月廿日

妙顕寺殿

⑤『日隆大聖人慕縁誌』

ある。

前半の伝記部の後に日潮『本化別頭佛祖統紀』に対する批判が述べられている。その初めに次のような記事が

正,以一致者流日潮等之偽造告文者正為。誑惑。者也、並又使。設。於問答料简。而迷徒乎曉覚。焉 | 評破云是全日潮等之一致者流之謀書也、今乎顕_所_為_其謀計_於謬誤之徹據_分而為-三科-也、 初者與[解] 刻於告文云者 [其謟謀] 焉、二者明[立] 道理 [以偽造告文之故] 也、三者判[明] 法之邪 以告 中

さて以上諸伝記書の記事を検討してみると、

にと申し入れたが、日慶は両師は学功において半僧であり、また起請文を月明に遺じた者を闘法には出来ぬとし ŋ た。存道両師は本応寺で逝去したが、永享年中に日隆は妙蓮寺に七箇条の訴状を送って両師を列祖に加えるよう 事情を明かし日隆一行廿人を避難させた。日隆は本応寺を建て、さらに妙蓮寺を建てて日像嗣法の勝劣義を弘め 致義ではないことを論じたので月明は益々怒り、遂に目隆を殺さんと米三石で力者を雇ったが、力者は改心して 月明は怒り聞こうとはしなかった。そこで三師は是を是とし非を非とすることが師恩に背くことに見えたのであ その後貫首となった月明は、勝劣義を廃して一致義を興したので、三師は数箇条の条目を以て再三諫言したが、 あった。そこで三師は日隣に疎言したが衆徒を制することは無く、その為に衆徒は日報を捨てて信じなかった。 ①は、三師の起前文については、日霽は持律堅固であったが、妙本寺の衆徒は師と異なり化儀について放逸で 今後は師道に背かぬとの誓紙を書いて月明に提出した。その後三師は勝劣義を研究し、日像以後の嗣法が

②は、日霧が卒し月明が貫首となったが、本迹勝劣義に迷い一致の説を興したので蓮師の門流は分かれて本迹

た。しかし月明は寺内の衆徒が退出するのは日隆の所為であると恨みを募らせていた。 諫めたが聞くことは無かった。応永二十五年妙本寺を出て妙蓮寺大乗坊に移り衆生を救う為に教学の研鑚を続け 十年に亘り各地を遊学した。そして宗祖の本意が本迹勝劣であることが明らかとなったので旧寺に帰って月明を 異の諍論が起った。存道隆三師等は月明に諫言したが聞くことは無かった。日隆等は更に教学を究める為に二

時の習慣である。だから帰伏証文や誤証文というのは誤りである。この起請文は法義の諍ではなく以前月明を諫 二十二年本応寺建立。その後帰山を思い立ち起請文を提出した。この時起請文を納めたことは他にも例があり当 ③は、応永二十五年、存道両師は既に帰山していたが、日隆は一寺建立の思いがあり其の時は帰山せず、応永

暁する余り日孁師を捨てたことを悔いたものである。

- 出すると月明は許諾した。しかしその後も法義の謬乱は黙止出来ず三師は同志の僧廿余人と妙顕寺を辞した。 ても求法の大事を失う。先ず先師に違背するという悪名を避け、後に本懐を達しようと応永二十五年起請文を提 し、勝劣の法義を聞き妙本寺に帰り再度月明を諌めるが返って師命に背く者と罵られた。三師は今月明に逆らっ の宗義も大廃し本迹一致の邪義を立てた。三師が諫めたが受け入れられず、三師は諸方に遊学し本成寺日陣に謁 ④ (日唱本) は、日霽逝去後月明が後職となったが、寺内に帯刀の浪人を抱えるなど化儀に不正があり、 化法
- る為に化儀の条々において起請文を書くことを承知したのである。 法に背く徒に帰寺を許さん哉、洛中徘徊を停止す、誤りの証文無くば之をば許さじと。そこで月明の心を安んず るも月明は聞かず、三師は寺を出て十余年諸方を遊学して帰山し、再度疎言するも聞かず、却って貴首に違い寺 (日心本) は、日郷遷化後月明が後継となるが本迹一異の諍論が起こり末法下種の時機を失う。三師等諫言す
- ⑤は、日隆の伝記部分に起請文提出の記事は無く、その後に次のような日潮の『本化別頭佛祖統紀』中の起請

日隆聖人の起請文提出についての再検討(小西日逸)

文についての批判がある。

邪正を明かし日潮が偽造した起請文は誑惑であることを判じ、問答料簡を設けて迷徒を覚醒させたい、との意を 起請文を分解して疑うべきことを顕し。二には、道理を立てて偽造の起請文であることを明かし。三には、法の 是は日潮等の一致者流の謀害である。今その謀計たる謬誤の根拠を顕かす為に三科を設けて初学に告げる。 ー は

Ⅱ 起請文の内容について

述べている。

それでは日隆が提出した起請文とはどのような内容であろうか。現在『妙顕寺文書』に所収の起請文は次掲の

ものである。

敬白 起前文之事

4、奉 捨.邪帰.正意趣者、依 魔障 奉,廃 先師、捨 御門流 住 于

遠心 之条、後悔千万也、已今翻 彼邪心 之上者、雖 為 向

後、全不」可」率」背。御門流。者也、此旨違背申者、法花経中三

大小神祇御罰蒙、後生可」為」堕」罪無問」者也、仍起請文如」件資幷地涌大士、殊者 十羅刹女・三十番神・惣日本國中

沙門日立 (花押)

應永廿五年三月廿八日

只治病抄之難を、彼ら不会通して、罷立たる一段まてにて候、後代のために、正直に以誓文を申候、 彼方に申さぬ法門を、申たるよしを記して候を、後に見て候へハ、悉如誓文空言にて候、

此段にて披露あるべく候

悞之由申て、ちミ殿とは中を遠申て、日霽聖人をは血脈につけ申候、仍、其後五条之寺より、本応寺へかゝ に対して、捨申たるを悔帰すにて、化儀之一段斗を、さんけきふく申たる起請文にて候、鑢本迹之法理、 に無惧御座候之間、化儀の事ハ、如何様にも御座候へ、化法之本迹之法門肝要之宗旨にて候とて、先ちミ殿 先年日霽聖人の化儀之事に捨申て候しを、以後本迹の法門を尋極て、代々就中日霽聖人の御筆、本迹之法門 態状を進し候、妙本寺よりの法門之條目、見申候、先両師愚僧起請文之事ハ、本迹の法門の事にてハ候ハす、

心あるへく候、恐々謹言 迦・多宝・上行等、鬼母・十女・番神・日蓮大士等之御罰を罷蒙候ハんするに、更!~非虚言候、此段御得 に、難勢を会通せすして能立は、負の条、勿論也と申せとも、声を高してまきらかして罷立て候、以後日道 事理之三千と結して御座候間、一経之内の迹門の事也と申を、聞も不入、声を高して罷立候之間、 ŋ に申て候へは、会通更!〜ちかはさるよし被仰候き、此二ヶ条においてハ、法花経中三宝殊には本門本尊尺 は、天台宗止観之事也と会通する処を、愚僧会通する時、次上に法花経の本迹二門と標釈して、結文に本迹 之間、愚僧治病抄之本迹之事理之三千、天地水火の文を出し候之時、其迹門の理の三千と云ハ、非法花経に 本迹之法門申され候し時、愚僧罷出候、其時之法門ハ、條目多は沙汰なく候、本迹勝劣と申法門にて候 愚僧高声

霜月十二日 (署名·花押切取)

好学院 進之候

٤ す法門であったので、私は『治病抄』の「本迹の事理の三千、天地水火」の文を出し、「その迹門の理の三千と 寺へ本迹の法門について問答の申入れがあった時、妙本寺の論者に私が応対した。其の時の法門は本迹勝劣と申 は本迹の法理について誤っていると月明師を除き日露師を相承の血脈に付けたのである。その後妙本寺より本応 りは無かった。化儀のことは如何様であっても、化法の本迹の法門こそ肝要であるから月明師を正さねばならぬ 寺を出て諸方に本迹の法門を尋ねた結果、妙本寺代々の先師ことに日露師の著述を見ても本迹の法門について誤 分の書いた起請文は、本迹の法門について悔いたものではない。先年日露師の化儀に対する態度を批判して妙本 これは日隆が目信に宛てた背筒であるが、文意は、妙本寺より出された法門の条目を見た。日存日道両師と自 月明師の許を退出したことを悔いたもので、化儀のことについて懺悔帰伏した起請文である。その後月明師

ので皆に披露して欲しい。 抄』についての当方の論に彼らは会通出来ずに立ち去ったものである。後代の為に正直に誓文を以て申し上げる 相手方に申してもいない法門を申したように記されているのを見ると、悉く起請文の如く空言である。『治病

ない、この段得信して欲しい。

二日」とあるのみであるが、この書状について「両山歴譜」(日唱本)では、康正元年日信師遷化の項に全文が 察するが、今は且く之をおく」とあり、その後に日信師は宝徳二年に本能寺貫首となっている為に書簡の宛名を ない。これについて松本日宗師は「その系年を宝徳三年としたことに筆者は疑義をもち宝徳二年以前であると考 之旨、幷亦尋問三師之起請文之実否、師乃チ返曹ニ委ク記メ送レリト云云」とあるが、曹状の内容は記されてい 掲載されているが、同(日心本)では宝徳三年条に、「同年本能寺日信上人ヨリ、以書告師ニ妙顕寺ヨリ之間条 「好学院」とあるのは、日信師が本能寺貫首就任以前の事であろうとの意を込めて記述されている。 この書状は日隆の直筆と思われるが、何故か署名と花押の部分が切り取られている。年時は書かれず「霜月十

ところで日隆の直弟日学が妙蓮寺日忠との問答を著した『両門和合決』に三師の起請文について次のような記

日隆聖人の起請文提出についての再検討(小西日逸)

述がある

」可」居. 衆頭. 云云、若以..此三僧. 備. 歷祖之位. 者、有..冥慮其恐. 如何 存道隆之三僧、被_捧,,誓状具覚和尚, 其趣云、今般御勘気預,,恩免,者、自,今已後不,可,登,,高座、 不

門下緇素普皈。其求法、是豈堅非」見」守「誓状之旨、詎押成」胡乱之貶、雖」然、 化儀之乱,全非,起,化法之癡、不。若、望,本師恩免,方挑。我家之法灯、爰故捧。彼誓状」遂.師弟再会之素志. 是故一味之衆徒等、含.夷斉之憾.徘.徊四維、守.啼財之風.訊.問八荒、果到.越州本成寺.謁.日陣和尚.初探 与同之僧侣、噗-妙本寺上人具覚和尚之法理之乱衰、雖-鳴-十余条之諫皷、都不-達-微望、 所,棄,捐具覚門下之称,者、於,此事,争有,冥鑒之恐、其上、尋,誓状之計略,最有,深志、所謂、存道両公並 答云、遠言爾時誓文,人、若乖言氣意者、貴寺之登高座尊宿、詎遁言其科言所以者何、貴寺之尊宿、 徒背|正道|向|邪路、其時胡怖|被誓状変改-与-此悪趣因縁|乎、須||以閉眼穿|鑒仏意|緩有|吹毛人|全不」可 然後請。上具覚之俗弟具閧大徳-而崇-重本能寺之法頭-焉、此賢臣等謙下而末席居、盛弘-求得之法味、然則 宗門枢鍵、細聞. 本法奇密, 数々躰. 猶預之心, 聊屈. 求法之志、時之、賢哲等同惟. 念彼十余条之疎状, 但專嘆 師-共望:|具覚勘気之赦免|見_捧;|彼誓状、若尊宿等禍條、 決定貴門一同之与同罪何又免耶、所詮、 日存日道下世以後、 剰蒙…讒臣之謗、 貫首並 依

た誓状(起請文)についての議論がある。 で、当時対立していた両山の通用を図ろうとした内容である。そして其の冒頭に日存日道日隆三師が月明に出 『両門和合決』は文正元年(一四六六)七月に難者妙蓮寺日忠と答者本能寺日学の二人の問答体で表された文章 ①日忠曰く、日存日道日隆の三師が具覚和尚に誓状を捧げたが、その中に恩免に預かれば三師は今後は高座に

- 38 -

登らず、衆頭に居せずとある。もし三師を妙蓮寺の歴祖に加えたならば、誓状の意趣に違背することになる。

②日学曰く、三師が誓状に違背することになれば貴寺(妙蓮寺)の尊宿(日慶師)も同様である。それは日慶

師も月明の恩免を望んで三師と共に雲状を捧げられたからである。

十余条の諫状は化儀の乱れを嘆いて化法の廃れを起こすものではない。それは月明の恩免を望んで誓状を捧げて は越後の日陣師に遭って宗門の枢鍵を探り本法の奇密を聞いたが求法の志を曲げることがあった。時に三師等の 諫状を述べたが望みは達せられず逆に讒臣の謗りを受けた。その為に一味の衆徒は法を求めて八方に問い、果て 能寺の法頭に崇重し、自分たちは末席に居してこれまで求得した法味を弘め、門下の緇素は皆その法に帰入した 師弟再会の志を遂げ、妙本寺の法灯を掲げることである。そこで誓状を捧げて帰山し、月明の俗弟具圓を請い本 のである。これは誓状の旨を守ったものではないか。 ③そして誓状の提出には計略があり、存道両師並びに与同の僧侶は月明の法理の乱れを嘆いて月明に十余条の

とあって、日忠・日学の両師は三師が起請文を月明に提出したことを承知しておられるのである。 なさい。たとい吹毛の人であっても瑕瑾を見つけることは出来ないだろう。 文言に違背することを恐れて何もせず悪趣の因縁に与同することが出来ようか。どうか目を閉じて仏智を穿鑒し ①しかし存道両師遷化後、妙本寺貫首並びに衆徒は正道に背いて邪路に向かった。この時に三師達は、 誓状の

Ⅲ 起請文についての他門流の反応

六牙日潮の日蓮聖人門下諸師の伝記集である『本化別頭佛祖統紀』中の『京兆本能寺開山日隆上人傳』では、

日隆聖人の起請文提出についての再検討(小西日逸)

感_疾泊然而化壽八十一、本能寺今復云_勝劣・弗_師之志・兒孫之過悲、夫捨邪帰正之誓詞現為_龍華蔵物・不_ 休息之鐵者細知¸其非¸親¸炙身延、竜華月明僧正傳所謂河帯山勵者是時之事也、 帰本国, 餡, 晦岡宮, 彌構, 確執, 結, 黨取, 柄是以岡宮迄, 今不, 捐, 異端, 借乎、朝亦是時在, 洛共, 師路, 吾與閱 二十八日桂林房日隆「花押師之直筆迄」今竜華蔵中現存多。用和字,今譯」之矣」依」之僧正容」之、本果朝者迯 路伽耶陀」後悔千萬、 旦疾走謝」罪、 夥一時呼:西隆東朝:也、月明僧正聞」之大愣召至糺」之師不」屈及:議論,累日不」眠工夫千般、一時開悟独醒待; 涌大士十羅刹女三十番神日本国中大小神祇冥罰。後生堕。在無問奈落。者也、 日朝,甲州立正寺駿州光長寺 僧正、師独不」移執弊確 如終構:別蘆」今之本能寺是也、又築「攝之尼崎本興寺」而弘通接度矣、 父有::日存日純 師諱日隆 依而如今係,正傳 存純誤 走..本迹勝劣之異路 | 築..妙蓮寺 | 而居師亦隨 | 之、於後存純者識 | 其逆路 | 造 | 告文 | 謝 | 罪於月明 初造:日立,於後改,之、字深圓号,精進院,呼,桂林房、越之中州人桃井氏左馬頭尚儀之子、 僧正不,肯尚砭,舊 | 共龍華霽公門人也、師诶」之遂出『家獄』仕『于霽公‧呼』 桂林房、不幸蚤催『霽公之喪』 時師二十 今依,师策,捨邪帰正 再浴,先師眞正之慈澤、重復違,背此旨、現世蒙,法華経中三宝地 (傍線は筆者加筆 両山主也、上都謁」師朝素挟:勝劣之見,師竭」懷傾」胸終日不」違両人丕喜和者 執,於,是師造,告文,講,信、其文日、敬白 仍誓状如」件、応永二十五年三月 起證文、劣弟誤生,邪見,為,逆 寬正五年甲申二月二十五日 時有 本果院 師之叔

」之」とあって、日隆が本迹勝劣の逆路にあったが、月明に告文を提出して謝罪したとして、本迹勝劣義につい 於月明僧正」師独不」移執弊確如終構」別處「」 さらに「月明僧正聞」之大愕召至糺」之師不」屈及。議論」累日不」眠 とあるが、日潮は「存純誤走」本迹勝劣之異路「築」妙蓮寺」而居師亦隨」之、於後存純者識。其逆路「造」告文「謝」罪 夫千般一時開悟独醒待5旦疾走謝5罪僧正、不5肯尚砭:旧執、於5是師造;告文!講5信、 其文曰 (略) 依、之僧正容

ある。しかし妙顕寺に現存の日隆起請文は全文漢字で表記され、日隆直筆とされているので日潮の引用する起請 有り、現在まで妙顕寺の蔵に保存されており、和字即ち仮名文字が多いのでここでは漢字に翻訳したとの意味で て改悔したと記している。しかし引用された起請文(傍線部分)は現在妙顕寺所蔵の文面とは異なり、また「花 **迄」今竜華蔵中現存** |多||用和字||今譯」之矣」とあることが不審である。これは、日隆直筆の花押が

文は後日作成されたものであろう。 また日蓮聖人門下教学史研究の泰斗である宮崎英修氏は「日蓮教団史研究の課題」と題する講演において、

ころの起請文を破廃し、再び独立して、いわゆる八品門流を建てるのでありますけれども、その時の手紙が ず」―本迹二門勝劣義法門のことではない。「先年日孁聖人の化儀之事に捨申て候しを、以後本迹の法門を 隆師の兄弟子自存・日道の両師と、それと自分の書いた起請文、「起請文之事ハ本迹の法門の事にてハ候ハ 本能寺に残っているのです。「妙本寺よりの法門之条目見申候、先両師恩僧起請文之事」両師というのは の人々を供につれて行く。そこでまた、再び道・隆・慶等の諸師は、月明に対してこれを捨てることになる また従来のように摂受的な態度をとり、貴顕と交際し、また同じように帯刀の浪人を置き、外に出る時はそ 為向後全不可奉背御門流者也」こういう起請文を書いて月明に帰伏したのです。ところが(中略)(月明は) わち、「奉捨邪帰正意趣者、依魔障奉廃先師捨御門流住于遠心之条、後悔千万也、已今翻彼邪心之上者、雖 のです。この時に、この頃すでに日存・日隆、あるいは日道等は当時流行の勝劣義を主張するようになって (日隆は) 応永二十五年に起請文を出して、これまた月明に帰伏したのです。帰伏するところの一筆、すな いる訳でして、たまたま妙本寺の衆徒と日隆は勝劣の件について争い、ついに日隆は、二十五年に書いたと

尋極て代々、就中日霽聖人の御筆本迹之法門に無、快御座候之間、化儀の事ハ如何様にも御座候へ」―日霽

日隆聖人の起請文提出についての再検討(小西日逸)

受的であると誤解して遠離於塔寺を色読された折伏的な化儀であったことに思い及ばなかったことを改悔し 請文は化儀・化法両面にわたっています。これを日隆は化法の本迹一致の面をふせて、単に月明の化儀を摂 うふうに申しておりますが、これは前の日存・日道の改悔状、日隆の改悔状を見れば明白なように、その起 法門について上人の申されたことについて、私の主張が誤っていたと上人に帰伏後悔したように考えられて ろの方軌でありますから、弘通上のあるいは折伏、あるいは摂受的な方法をとりましても、要するにそれは うのですが、「化法之本迹之法門肝要之宗旨にて候とて、先ちミ殿に対して捨申たるを悔帰すにて、 の義であるといっている訳であります。(文中の鉤括弧と二重傍線部は筆者の加筆である) て帰伏したのであると弁明し、化法の本迹勝劣には無関係であると主張し、改めて勝劣義をもって自身本来 上人の法門は本迹勝劣義である。けれども、その後を嗣がれた所の月明上人は本迹の一致の主張であるとい いるが、実は本迹法門の化法には関係なくただ化儀の法門だけに対して悔いかえしたのである。と、こうい 一つの化儀です。弘通するところの化儀、その化儀の法門はともかくも、日郷上人の主張される本迹一致の 一段斗をさんげきふく申たる起請文にて侯、」―化儀の事、すなわち化儀の儀は法門、宗義を弘通するとこ 化儀之

と、日霽師を一致派の先師と表現され、従って日霽師に対して改悔することは勝劣義を捨てて一致義に帰伏した であることが分かったのが理由であるとしている。宮崎氏は「日孁上人の主張される本迹一致の法門について」 山したのも「就中日霽聖人の御筆、本迹之法門に無悞御座候之間」と月明以前の妙本寺歴世の化法が本迹勝劣義 て候しを」とあって、妙本寺を出たのは日孁の化儀面が放逸である為で、月明の化儀に対する表明ではなく、帰 派遣の忠賢千如坊との問答であろうか、不明である。次に日隆は前掲書状の中で、「日霧聖人の化儀之事に捨申 と、述べておられるが、まず「たまたま妙本寺の衆徒と日隆は勝劣の件について争い」とされるが、これは月明

状の趣意とは異なっているように思われる。日隆起請文の項で記したように、誓状の文而には一致義・勝劣義と 劣義を捨てたことではなかった。また、日隆が月明の化儀を誤解していたことで改悔したとされるが、これも書 と述べておられる。しかし日隆は、日露師を勝劣派の先師と見ていることから、 いった文言は記されていない。もし月明が三師側を徹底して抑えようとするならば、より具体的な教義的な表記 日露師に帰伏したとしても、

さらに日隆と月明側の問答において、 月明側が日隆の論旨を破れなかった為であると思われる。 **書状に記されたように、妙本寺側の一方的な言動で終始したものである**

が行われたのではないかと考えている。

まとめ

之由来記』と日隆伝記書に見える起請文提出に関わる記事を検討した結果、『日像門家分散之由来記』では、 を批判して妙本寺を退出したが、月明が妙本寺を破却されて知見へ避難の後、日存・目道の両師さらに目隆が帰 遺した忠賢千如坊との問答によって起語文を提出して帰山した、とある。諸伝記書において、三師は月明 ことで月明が遠離於塔寺の難に遭ったとして起請文を納めて帰山した。当時日隆は別行動であったが、月明が派 存・日道・日隆の三師は月明の化儀・化法両面を批判して退出したが、その後存・道両師は妙本寺が破却された 奉背御門流者」等とあることが化儀・化法のいずれを指すのかが問題とされた。 由したが、各々起請文を提出している。この時の日隆起請文について、文章中に「捨邪帰正」「翻彼邪心」「不可 以上三節にわたって日隆が妙本寺帰山時に月明に提出した起請文について検討を加えた。まず『日像門家分散 の態度

の真偽にも関わる問題であると思われる。 されていなかった可能性もあり、現存『妙顕寺文書』中の「日存・日純起請文」と「日立起請文」の文書として 押の部分が切除されていることから、門流内にもこの曹状の存在を不明にして、間答そのものを無かったことに ら、日隆が一致義に服したものでないことは明らかである。ただ、理由は不明であるが、書状の筆者の署名と花 で、日隆は一致義に屈服したと喧伝した。しかし妙本寺との問答について日隆自筆の書状が存在していることか されたので化儀面について改悔して帰山したと言い、他門流からは日隆の起請文は化儀・化法共に改悔したもの ヨリ当寺(妙顕寺)へ借用ス、即チ写御借シ也云云」とあるが、この文から当時妙顕寺には日隆の起請文が保存 したいと考えた者がいたのかも知れない。また『日像門家分散之由来記』中に「其時日隆ガ起請文ノ案ヲ妙蓮寺 日隆門流では三師は、日孁師の化儀面を批判して妙本寺を退出したが、師の化法面は勝劣義であることが確認

た日隆の起請文を書写して保存していたのではないかと考えている。 成らん、悲哉。」と、自門流と比べて本能寺門流の勢いの強さを記している。すなわち当時大きな勢力を持って は元意の一品と習也。」(中略)「若各新所建立を好み学文せずば、末の世に千所建立すとも一時に本能の末寺と いた本能寺の開山日隆がかって一致派に対して改悔の起請文を提出したことを喧伝する為に、妙顕寺には無かっ 人二人五人三人多帰本能。又不帰本能所の日要日眼等の云、八品は信の座、神力の一品別して肝心、宝塔の一品 再説すれば京都要法寺十三世広蔵院日辰が永禄元年(一五五八)に著した「負薪記」において、「京都の僧檀

- (1) 日耆『日隆大聖人祭縁誌』上・下。枚方市大隆寺蔵本。天保九年日耆。伝記部のみ『興隆学林紀要』第六号・八 号に翻刻文掲載
- (2)小西徹龍『日隆聖人略伝』(昭和六十年 東方出版)七四頁~七八頁、九九頁~一一四頁参照。 日道・日隆三師起請文と本応寺についての一考察」(『桂林学叢』第二十一号 平成二十一年)。 小西徹龍「日存
- (3) 『日蓮宗宗学全書』第十八巻史伝旧記部曰(昭和四十三年 山喜房仏書林)。
- (4)香川県國祐寺蔵『当要集』所収、寛文六年写、『興隆学林紀要』第四号に翻刻文掲載。尚、目隆の伝記書について は註(2)引用書二二八頁以下に解説
- (5)寝屋川市本厳寺蔵本。元禄十五年日寛(昭和三十八年 本厳寺刊行)。
- (6) 香川県本覚寺蔵本。文政十三年日芳。
- (7) 【本能寺史科 古記録篇』 (平成十四年 思文閣出版)。
- (8) 註 (7) 引用費
- (9) 註 (1) 引用背。
- (10) 妙顕寺文書編纂会編『妙顕寺文書二』(平成二十五年 妙顕寺)。
- (11)【本能寺史料》中世編】(平成十八年) 思文閣出版)、所収四一号「日隆書状」。尚、書状中「以後日常に申て候へ
- は」とあるが、原文写真を見ると「日道」であるので訂正した。

(12)松本日宗「隆聖御消息について」(『桂林学叢』第四号「昭和三十八年)二〇一頁参照。

(13) 【砂蓮等 | 両門和合決】(【宗門史談】第四号 | 昭和五十七年 | 宗門史談会)、松本日宗 【妙蓮等 両門和合決講釈

(「宗門史談」第四号「昭和五十七年」宗門史談会)。

- (15) 宮崎英修「日連教団史研究の課題」(「大崎学報」第一三一号 (11) 六牙院日潮「本化別頭仏祖統紀」(平成九年 妙音院) 三八一頁。 昭和五十三年)。
- (16)【刘東方仏教叢書】 第四卷随筆部(昭和五十年、名著出版)。

キーワード 日存・日道起請文 日隆起請文 日像門家分散之由来記

両門和合決 本化別頭仏祖統紀

稿したものである。発表当時御指摘を頂いた先生方に御礼申し上げます。 付記 本稿は令和三年度法華宗教学研究所総会における筆者の発表「日隆聖人起請文に関する諸問題の再検討」を改